

平成27年第8回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成27年12月9日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成27年12月9日 午前10時01分		
閉議宣告日時	平成27年12月9日 午前10時40分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成27年第8回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

平成27年12月9日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第47号乃至議案第58号迄 (一括議題)

(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

《再開、会議》

◇議長 山先 守夫

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 01 分)

《一般質問、答弁》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

2 番 山村 秀俊君。

◇2 番 山村 秀俊

はい、議長。

12 月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の 2 点について、お尋ねしたいと思います。

1 点目は、「指定避難所の追加指定（水害対策用）」についてであります。

近年、過去に経験したことのないような集中豪雨や局地的なゲリラ豪雨が、頻繁に発生しています。

本年 9 月には、関東・東北豪雨により、鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしました。

県内においても、7 年前に局地的な大雨により、浅野川が氾濫しています。

そこで、改めて川北町防災マップを見てみますと、町内の小・中学校が緊急避難所として指定されています。

しかし、氾濫・浸水時の状況を踏まえますと、緊急避難所の追加指定が必要ではないかと思えます。

水害対策用に緊急避難所を追加指定し、町民が、その時々に応じて避難ができるよう選択枝、避難所や避難方向等を増やすことが、町民の更なる安全・安心に繋がるものだと思いますが、町としての考えをお聞かせ下さい。

2 点目は、「飲料用（簡易水道）及び消雪用井戸の現状と今後の見通し」についてであります。

本年 9 月末より、飲料用（簡易水道）及び消雪用井戸の調査・点検が実施されていますが、これから冬本番を迎えるにあたり、現状と今後の見通しなどについて、町としての考えをお聞かせ下さい。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

総務課長 吉田 晃君。

◇総務課長 吉田 晃

はい、議長。

山村議員の1点目、「指定避難場所の追加指定」についてのご質問に、お答え致します。
川北町地域防災計画では、災害等における緊急時に備え、小・中学校を指定避難所に設定しておりますが、そのほかにも、援護が必要な高齢者や、災害時に配慮すべき方々を対象として、各保育所、百寿会館、そして保健センターを、福祉避難所として指定をしております。

しかし、万が一、手取川が氾濫する様な状況が発生した場合、まずは身を守ることを第1に考え、河川から遠く離れた所に避難することが、最も大切であります。多くの被災者が出ることも予想されます。

そのことも踏まえ、町民に対する避難場所の周知を、一層図ると共に、緊急避難場所の追加指定につきましては、地域防災計画の見直しに併せ、学習等供用施設のほか、児童館、そして文化センターなども検討して参ります事を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。それではお答え致します。

簡易水道等の井戸の現状と、今後の見通しについてのお尋ねであります。

ご存知のように、今年の5月以降、本町を含め手取川扇状地では、地下水の低下が見られ、飲用井戸及び消雪用井戸で、場所によって異なりますが、通常より地下水位が低下致しております。

飲用井戸につきましては、今のところ水位の低下による影響は、それ程見られませんが、消雪用井戸につきましては、短時間で大量の水をくみ上げるため、水量が不足している井戸が、何箇所かございます。

従いまして、その様な所につきましては、消雪ノズルを絞り水量を調節する、或いは、最悪の場合、状況によりましては、機械除雪による対応も考えています。

いずれに致しましても、地下の状況は、目に見えなく、はっきりとした予測がつかみませんので、今後、支障を来すようなことがあれば、その都度、関係地区と充分相談し、迅速な対応をして参りたいと考えておりますので、どうぞ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

3番 森 作治君。

◇3番 森 作治

はい、議長。

12月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の2点について、お尋ねしたいと思います。

選挙年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げる改正選挙法が、6月17日、参議院本会議に於いて可決されました。

選挙年齢が変更されるのは、25歳以上から20歳以上に引き下げられた1945年以来、実に70年ぶりとなります。

そして、1年間の周知期間の後に行われる国政選挙から適用され、差しあたり来年の参議院選挙が、最初の選挙になるのではないかとされています。

しかし、国のあり方を決める重要な国政選挙に参加することは、大変良いことではありますが、幾ばくかの不安も伴います。

18歳と言えば、高校3年生であり、同じクラスに選挙権のある生徒と、ない生徒が混在します。

選挙期間中は、18歳以上は選挙運動も出来ますが、17歳だと出来ません。

インターネットを使用した選挙運動も出来る事から、高等学校に於いては、それらを踏まえた公民教育も必要となっております。

さて、川北町には1つの中学校、3つの小学校があります。中学3年生は15歳であり、3年ほどで選挙権が与えられる年齢となり、主権者としての権利を行使できるようになります。

小中高12年間の学校教育、また、18年間の生活環境が国、自治体の方向性に影響を与えるようになると言っても過言ではありません。

そこでお尋ねします。

18歳以上での選挙権を念頭に置いた「自分で考え、判断し、行動できる（公民）教育カリキュラム」について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

次に戦後70年、国民の勤勉さが功を奏し、それに伴い「食」においても、洋食、中華、和食など多種多様となった反面、「食」とは名ばかりのいわゆる「ジャンクフード」も氾濫し、かつ食品添加物として、化学調味料、合成保存料・合成着色料などが使用されており、それらにより、肥満、糖尿病、心血管疾患などの生活習慣病の増大や、癌、アレルギーなどの原因となっているのは、周知のとおりです。

町当局に於いては「食の安全・安心」を普及・啓蒙そして推進しようとする観点から、町民が「食」の重要性に気付く為の施策が必要と考えます。

では、お尋ねします。

町民の健康を守るため、「食」の重要性についての意識の高揚、普及・啓蒙などの取り組みについて町当局の考えを、お聞かせ下さい。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

総務課長 吉田 晃君。

◇総務課長 吉田 晃

はい、議長。

森議員の、1点目のご質問に、お答えします。

選挙権年齢が、18歳に引き下げられることへの、対応についてのお尋ねであります。選挙権年齢の引き下げにより、全国では、新たに18歳、19歳の約240万人、石川県では約2万3千人、川北町では約100人が有権者となる見込みであります。

この新たな有権者に対し、石川県選挙管理委員会では、「新有権者の選挙ガイド」という冊子を作成し、配布することとしているほか、高校生を対象に、選挙制度の周知・啓発を図る為、実際の投票箱などを使った模擬選挙を体験するなどの「選挙出前講座」を、県内の高校において実施してきております。

小・中学校につきましても、どこの学校でも、学級組織、児童会及び生徒会組織そのものが、選挙によって立ち上げられておりますし、中学校では、社会科の公民の授業で、政治の仕組みや選挙制度について、学習しておりますので、素地にあたる部分は、発達段階に応じて、それぞれの学校で経験し、教育されてきております。

今後、町選挙管理委員会におきましても、新たに有権者となる方々に対し、ホームページや広報紙を通して、選挙制度や棄権防止などについて、啓発して参ることを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

保健センター館長兼福祉課長 大山 保君。

◇保健センター館長兼福祉課長 大山 保

はい、議長。

森議員の「食の重要性」に関する取組についての、お尋ねで御座いますが、「食」は健康な生活をするための源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むものであります。

しかし近年、高齢世帯や単身世帯、共働き世帯の増加、日本食離れ、価値観の多様化など、「食」をめぐる状況は大きく変化しています。

特に、栄養の偏り、食生活の乱れなどから、生活習慣病が増加するなど、様々な問題が生じています。

国では、「食」についてのあり方を方向づけ、「食育」を国民運動として推進していくために、「食育基本法」を制定しております。

これを受けて、町におきましても、「川北町食育推進計画」を策定しております。

この計画は「家庭における食育」を基本としておりまして、現在、保育所・学校との連携はもとより、食生活改善推進協議会のご協力も得まして、食の生活習慣改善に沿った事業を実施しております。

次期「計画」におきましても、米や野菜を中心とした食文化の継承、いわゆる、地産地消に繋がります、安全で良質な、地場の農産物への理解などを盛り込み、関係機関と連

携を取りながら、「食の重要性」を啓発・周知し、健康な町づくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りまして答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

5番 田中 秀夫君。

◇5番 田中 秀夫

はい、議長。

12月議会定例会に質問の機会を頂きましたので、次の3点についてお尋ねいたします。始めに、近年ゲリラ豪雨などの自然災害により、多くの尊い命や財産が失われています、被災されました皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。

このように、最近の気象状況などを見ると、突発的な自然災害が各地で頻発しています。今、川北町ではサンハイムを除く22地区の内16地区が防災組織を設立し、それぞれの地区ごとに防災訓練を行っているところです。

幸い来年度、防災行政無線の工事も完了し、いよいよ運用されます事から、町一体となった総合的な防災訓練も必要と考えます。又、役場庁舎の緊急用の電源装置を、地上では災害時に水没してしまう恐れがあり、浸水を想定して、2階より上の階に設置ができないものかと考えますが、町長のお考えを伺います。

2点目は、川北町図書館の運営とネットワークシステムに関してお尋ねいたします。

図書館の利用状況をみますと、年間入館者数は約28,000人前後の利用者で推移していますが、一方で、本の貸出冊数をみると、平成11年の一般・児童合わせて56,854冊をピークに年々減少し、昨年には34,708冊となっています。

最近では、電子書籍の普及や読書離れの影響もあろうかと思いますが、読書は、様々な知識や情報を得るのに役立ち、子供達への情操教育にも有意義なものだと考えます。

利用者の視点から考えますと、図書館が川北温泉の2階に設置されている事から、足が不自由な障害者の方や、高齢者の方々には、来館しづらく、誰でも利用しやすいような対策がとれないものかと考えます。

そして、図書情報のデータ化と県内図書館をネットワーク化がされていない図書館は、県内では数少なくなったと聞いていますが、書籍の貸出や蔵書管理をスムーズにし、書籍の照会などもパソコンやスマートフォンから容易に検索可能となり、人員削減にもつながるネットワークシステムの導入が必要と考えますが、町当局のお考えをお尋ねします。

3点目は、政府は「農業を守る」という観点から、今年の9月に農協法や農地法の一部を改正したところです。それに伴い農業委員会法の一部も同様に改正されました。

それによると、農業委員の選出方法が公選制から選任制へと変更になると報道などで拝見しました。

最近では、後継者問題に悩まされている農家の方も多くいらっしゃるように聞いていま

す。

この様な中で、将来にわたって意欲ある農業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより、確実に農産物の生産が維持向上できるよう、町としても万全の措置を講じていかななくてはならないと考えますが、農業委員会の在り方なども踏まえ、今後の町の農業政策について、町当局のお考えをお尋ね致します。

以上で私の質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答え致します。

先ず、総合的な防災訓練等についての、お尋ねであります。

町では、災害が発生した場合、地域の皆様が素早く対応することで、被害を最小限に抑えることができる様、自助、共助の考えから、自主防災組織による避難訓練や、資機材の整備、そして防災士の育成などに要する費用について、助成しております。そして、各組織では、それらを活用した防災訓練を実施し、避難をする際の行動確認や、防災活動の充実を図っているのが現状です。

また、防災組織の中心となる方々や、防災士が参加する研修会を、毎年開催しており、各地区が取り組む事例の紹介を通して、防災士が担う役割の重要性や、訓練の大切さなどを学んでいるのが現状であります。

こうした中、屋外拡声器の設置と、戸別受信機を全戸に配置し、災害情報を速やかに住民に発信することのできる、防災行政無線の整備工事が、来年度、完了する予定であります。

つきましては、この工事が完了した後、総合的な防災訓練が実施できるよう、計画を進めて参りたいと考えております。

なお、緊急用の電源装置につきましては、太陽光発電事業による蓄電池設備を、すでに役場1階に設置しており、今後防災行政無線事業での発電設備につきましては、浸水を考慮し、より高い位置に設置するよう、計画しております。

次の図書館についてのお尋ねにつきましては、この後、教育長から、お答えを致します。

3点目の、農業委員会改革と町の農業政策について、お答えを致します。

国では農業の成長産業化を図るため、今年9月4日に、「農業委員会等に関する法律」が改正され、来年の4月1日から、施行されることとなりました。

具体的な内容につきましては、農業委員の選出方法が、これまでの公選制から市町村長の任命制への変更となります。尚、現在の委員の任期につきましては、平成29年7月19日までとなっております。

そして、委員の定数につきましては、現在、公選と推薦委員を合わせた 24 名の上限のところ、川北町では、これを下回る 16 名の委員で、組織しております。今回の改正で、委員の上限は 27 名となっております。

今後は、社会情勢を大いに参考にしながら、次回の改選時までには、現在の委員数を超えない範囲内で、議会の皆様と相談しながら、定めて参りたいと考えております。

次に、町の農業政策につきましては、ご存知のとおり、町の基幹産業は農業であることに、変わりはありません。

今後とも、T P P 対策の動向を注視しながら、国や県と歩調を合わせて、農業の競争力の強化、農家所得の向上に、鋭意努めて参ることを申し上げまして、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

田中議員のご質問に、お答えを致します。

図書館の運営とネットワークシステムについてのお尋ねでございますが、平成 3 年に開館して以来 24 年が経過し、現在、7 万 5 千冊と、町図書館蔵書可能冊数の、約 90% 余りまで整備されています。また、これまでに、町内外より多くの方が来館し、昨年度は 2 万 8 千人余りの方が入館し、利用されました。

これは川北温泉と併設していて、温泉を利用した人が閲覧することができるというメリットもあるからだと思います。

お尋ねの高齢者や、足が不自由な方への配慮ですが、今後、1 階の大広間付近に簡易的な書籍コーナーを常設し、休息されている方にも図書と触れあうことができないか検討していきたいと考えております。

また図書館情報のデータ化と県内図書館とのネットワーク化については、図書の登録やシステムに、5 年間で 40,000 千円という高額な維持費もかかりますので、川北町の規模の図書館に必要なかどうかも含め、検討していきたいことを申し上げ答弁といたします。

◇議長 山先 守夫

7 番 作田良一君。

◇7 番 作田良一

はい、議長。

12 月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の事について、お聞かせ願います。

我が町は、各種公共料金の低廉化を謳い、町営住宅の建設や、宅地開発による住宅団地の増設等により若い世代の方々が増えてきております。

前町長に於かれましては、西田前町長からの財政基盤をしっかりと受け継ぎ、かつ毎年、

財政基金を増加させ、その安定化に努められています。

しかし、そろそろ公共料金の一部見直しが必要でないかと思われます。

その理由の一つは、水道料金の月額使用量については、10 トンまでは無料という設定であることです。

今年5月に手取川上流域で発生した、斜面崩落による濁水の影響により、永年の自慢であった白山の伏流水に変化をきたしています。

日常生活の中で欠かす事の出来ない飲料水です。地下での事ですから、これから何が起きるかわかりません、現在 22 か所のポンプ場の維持管理費用の増大、同様に消雪ポンプにおいても、影響があるのではないのでしょうか。

また、平成3年2月のオープン以来、「ふれあい健康センター」の入浴料金は、200 円のままとなっています。

ちなみに、近隣の公衆浴場の入浴料については、440 円となっています。

本施設においても、施設の老朽化が進む中で、常に清潔に維持しなければならないことや、設備やポンプなどの更新も必要です。

以上のことから、利用者にはもっと負担をかけてもいいと思いますが、町当局の考えをお聞かせください。以上で私の質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

公共料金等の見直しにつきましては、平成 26 年 3 月のご質問に、お答えをしておりますが、水道料金や下水道料金の見直しは、家計に直接影響のある問題であり、長期間における料金の低廉化は、町民の皆様から大変喜ばれ、高い評価を得ていると同時に、人口の増加にも繋がっている施策でもあります。

しかしながら、地下水の低下に伴う影響により、今後も、施設の改修工事が、必要になるかと考えられます。

川北温泉につきましても、これまで毎年のように、設備等の改修を重ねてきているのが現状でございます。

こうしたことを踏まえ、今後、皆様とご相談をしながら、検討して参ることを申し上げます。答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 山先 守夫

日程第2 議案第47号ないし議案第58号までを一括議題と致します。

これから、各常任委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 田中秀夫君。

◇総務産業常任委員長 田中秀夫

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第47号「平成26年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第49号「平成26年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「平成26年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第54号「平成27年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第55号「平成27年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算」、

議案第56号「川北町税条例等の一部を改正する条例について」、

議案第57号「川北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、

議案第58号「川北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上です。

◇議長 山先 守夫

教育民生常任委員長 作田良一君。

◇教育民生常任委員長 作田良一

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第47号「平成26年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第48号「平成26年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第51号「平成26年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第52号「平成26年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第53号「平成26年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 54 号「平成 27 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 山先 守夫

これで、各常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先 守夫

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号ないし議案第 58 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 47 号ないし議案第 58 号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

はい。起立全員です。

したがって、議案第 47 号ないし議案第 58 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成 27 年第 8 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて、散会します。

(午前 10 時 40 分)